

議案第23号	三田市ガラス工芸館条例の一部を改正する条例の制定について
生涯学習支援課	平成26年度からガラス工芸館運営の活性化を図るため指定管理者制度を導入し、指定管理者制度導入前に行うリニューアルに併せて老朽化したプール施設を廃止する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 平成26年度からガラス工芸館運営の活性化を図るため指定管理者制度を導入する。また導入前におこなうリニューアルに合わせて、老朽化したプール施設を廃止する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正背景】 ガラス工芸館は、クリーンセンターの附帯施設として、平成5年に開館している。様々なガラス工芸の技法が体験できる設備と、環境に配慮しクリーンセンターの余熱を利用した温水プールを備えたユニークな施設として運営している。しかしながら開館から20年が経過し、ガラス溶解炉及びプール配管等、設備の老朽化も進んでおり、近年、その維持に非常に高額な費用がかかっている。また年間利用者数についても、平成9年度の3万4千人をピークに、徐々に減り続け、平成23年度は1万4千人の利用にとどまっている。このまま運営することによる今後の更なるコスト増や、利用者数の減少を改善するために、指定管理者制度の導入及びプール施設の廃止を行うことにより、効率的かつ魅力的なガラス工芸館運営を目指す。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第244条及び第244条の2</p> <p>【改正内容】 ①キルンワーク工房の規定整備 ②プール施設を5月末で廃止に伴い、関係する文言の削除 ③指定管理者制度導入に伴い、関係する文言の追加</p> <p>【施行期日】 ①公布の日（キルンワーク工房） ②平成25年6月1日（プール施設廃止） ③平成26年4月1日（指定管理）</p> <p>【予算措置】 ガラス工芸館リニューアル事業費については、平成25年3月市議会に、平成25年度予算17,000千円を計上予定。</p>	